吉備国際大学大学院学則

第　1　章　　総　　則

（趣旨）
第１条　吉備国際大学大学院（以下「本大学院」という。）は、教育基本法、及び学校教育法の本旨にのっとり学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を極めて文化の進展に寄与することを趣旨とする。

（課程）
第２条　本大学院の課程は博士課程とし、博士課程を前期２年課程（以下「博士（前期）課程」という。）及び後期３年課程（以下「博士（後期）課程」という。）に区分する。

第　2　章　　組織、目的及び修業年限

（研究科・専攻及び収容定員）
第３条　本大学院には、次の研究科及び専攻をおき、収容定員は次のとおりとする。

研 究 科 名	専 攻 名	課　程	入学定員	収容定員
社会学研究科	社会学専攻	博士（前期）課程	１２名	２４名
		博士（後期）課程	４名	１２名
保健科学研究科	保健科学専攻	博士（前期）課程	６名	１２名
		博士（後期）課程	３名	９名
心理学研究科	心理学専攻	博士（前期）課程	１５名	３０名
		博士（後期）課程	２名	６名
地域創成農学研究科	地域創成農学専攻	博士（前期）課程	４名	８名
		博士（後期）課程	２名	６名

（研究科・専攻の目的）
第４条　本大学院の研究科又は専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課　程	目　　的
社会学研究科	社会学専攻	博士（前期）課程	現代社会学理論を基礎とし、グローバル社会に関して、広い視野に立った高度な専門知識・技術を有し地域社会の振興のために役立つ人材を養成することを目的とする。
		博士（後期）課程	社会学研究者として自立して研究活動を行い、或いは高度な専門的業務に従事するのに必要な研究能力と学識を有する人材を養成することを目的とする。
保健科学研究科	保健科学専攻	博士（前期）課程	保健科学分野における研究者、教育者としての必要な専門知識と技術を養うとともに、保健医療現場において、広い視野に立脚して専門的且つ指導的役割を果たし得る人材を養成することを目的とする。
		博士（後期）課程	保健科学領域において国際的にも貢献し得る自立的研究者を養成し、且つ国民のより高いＱＯＬを目指した社会支援のできる専門家を育成することを目的とする。
心理学研究科	心理学専攻	博士（前期）課程	心理学的データに関する記述・測定・分析を、論理的かつ客観的視点から行ない、それを公共に向けて広く、わかり易く説明することのできる高度な能力を涵養する。基礎・応用それぞれの分野において、前者では意識・行動の普遍性に関する理論的枠組みを構築できる人材を、また後者では「公認心理師」資格を得て社会的な不適応の是正に貢献する人材を、それぞれ養成する。
		博士（後期）課程	客観的・科学的な心理学の方法論に基づいて、高度な研究活動を自立的かつ主体的に推進できる専門的能力を涵養する。その上で、得られた研究成果を広く社会に発信し、人間の意識・行動にかかわる知識・技能を含めて広範な学識を有する心理学の専門家の育成を目的とする。

地域創成農学研究科	地域創成農学専攻	博士（前期）課程	農業生産、食品加工、農業経営全般にわたる知識と技術を幅広く身につけることを基礎として、地域社会や国際社会における農業の状況や位置づけを的確に捉え、専門分野の探求によって培った知識や技術を通して、地域社会の活性化に寄与できる高度な専門的職業人の育成を目的とする。
		博士（後期）課程	農業生産、食品加工、農業経営・流通の全般にわたる知識と技術を幅広く身につけたうえで、地域社会や国際社会における農業の状況や位置づけを的確に捉える能力や、専門分野における高度な知識と技術を身につけた、研究者あるいは専門技術者の養成を目的とする。

（自己点検・評価）
第４条の２　本大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
２　前項の点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

（修業年限）
第５条　博士（前期）課程の標準修業年限は２年とする。
２　博士（後期）課程の標準修業年限は３年とする。

（長期在学年限）
第６条　本大学院における最長在学年限は、博士（前期）課程にあっては４年、博士（後期）課程にあっては６年とする。

第　３　章　　学年・学期及び休業日

（学年・学期及び休業日）
第７条　学年・学期及び休業日は、吉備国際大学学則（以下「本学学則」という。）を準用する。

第　４　章　　授業科目・研究指導及び課程の修了要件

（教育方法等）
第８条　本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

（授業科目及び単位数）
第９条　本大学院において開設する授業科目及び単位数は別表Ｉのとおりとする。

（授業科目の単位の基準）
第 10 条　授業科目の単位の基準については、本学学則を準用する。

（研究指導）
第 11 条　本大学院における研究指導の内容等については別に定める。

（課程の修了要件）
第 12 条　博士（前期）課程の修了の要件は、大学院に２年以上在学し、次のとおり単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に１年以上在学すれば足りるものとする。

研 究 科 名	専　攻　名	修得すべき単位数
社会学研究科	社会学専攻	３２単位以上
保健科学研究科	保健科学専攻	３０単位以上
心理学研究科	心理学専攻	３２単位以上
地域創成農学研究科	地域創成農学専攻	３２単位以上

一　地域創成農学研究科地域創成農学専攻については、所属分野により次のとおり選択必修科目として修得するものとする。

分野名	修得すべき科目名
栽培・育種学分野	栽培・育種学特論、植物ゲノム解析学特論、栽培・育種学演習、栽培・育種学専攻実験
植物保護学分野	植物保護学特論、植物病理学特論、植物保護学演習、植物保護学専攻実験
食品機能開発化学分野	食品栄養機能学特論、機能性分析学特論、食品機能開発化学演習、食品機能開発化学専攻実験
農業経済学分野	農業経済学特論、開発経済学特論、農業経済学研究演習Ⅰ、農業経済学研究演習Ⅱ

二　心理学研究科心理学専攻については、選択コースにより次のとおり選択必修科目として修得するものとする。

コース名	修得すべき科目名
公認心理師コース	臨床心理学特論、心理的アセスメントに関する理論と実践、心理支援に関する理論と実践
心理学コース	実験心理学特論、認知心理学特論、学習心理学特論

三　公認心理師養成に係る規程は別に定める。

２　博士（後期）課程の修了要件については次のように定める。

（１）　博士（後期）課程の修了の要件は、大学院に５年（修士課程または博士（前期）課程に２年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における２年の在学期間を含む。）以上在学し、第４号に掲げるとおり単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。
ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に３年（修士課程または博士（前期）課程に２年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における２年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

（２）　前項ただし書きの規定による在学期間をもって修士課程または博士（前期）課程を修了した者の博士（後期）課程の修了の要件については、修士課程または博士（前期）課程における在学期間に３年を加えた期間以上在学し、第４号に掲げるとおり単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に３年（修士課程または博士（前期）課程における在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

（３）　学校教育法施行規則第 156 条（大学院学則第 21 条第２項第２号・第３号・第４号）の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士課程の後期３年の課程に入学した場合の博士（後期）課程の修了の要件は、大学院に３年以上在学し、第４号に掲げるとおり単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に１年以上在学すれば足りるものとする。

（４）　当該博士（後期）課程における修得すべき単位数は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	修得すべき単位数
社会学研究科	社会学専攻	20 単位以上
保健科学研究科	保健科学専攻	14 単位以上
心理学研究科	心理学専攻	16 単位以上
地域創成農学研究科	地域創成農学専攻	16 単位以上

一　地域創成農学研究科地域創成農学専攻については、所属分野により次のとおり選択必修科目として修得するものとする。

分野名	修得すべき科目名
栽培・育種学分野	栽培・育種学フロントライン、栽培・育種学演習
植物保護学分野	植物保護学フロントライン、植物保護学演習
食品機能開発化学分野	食品機能開発化学フロントライン、食品機能開発化学演習
地域経済社会学分野	地域経済社会学フロントライン、地域経済社会学演習

（他の大学院における授業科目の履修等）

第 13 条　本大学院において、教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき授業科目の履修を認めることができる。

２　前項により履修した授業科目について修得した単位は、学長が研究科教授会の意見を聴いたのち、15 単位を超えない範囲で、本大学院において修得したものとみなす。

（入学前の既修得単位等の認定）

第 14 条　本大学院において、教育上有益と認めるときは、研究科学生（以下「学生」という。）が当該研究科に入学する前に大学院において修得した単位（科目等履修生として修得した授業科目の単位を含む）を、本大学院において修得したものとみなすことができる。

２　前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、学長が研究科教授会の意見を聴いたのち、15 単位を超えない範囲で認めることとし、前条第２項における他の大学院において修得した単位数と合わせて 20 単位（本大学院の科目等履修生として修得した単位 15 単位を含む）を超えないものとする。

（既修得単位等を勘案した在学期間の短縮）

第 14 条の２　本大学院において、第 13 条、第 14 条の規定に基づき単位を修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により当該大学院の博士（前期）課程の一部を履修したと認めるときは、学長が研究科教授会の意見を聴いたのち、１年を超えない範囲で第５条第１項に定める修業年限の一部として在学したものとみなすことができる。ただし、第 14 条の規定に基づき認定する単位については、第 21 条に規定する入学資格を有した後、修得した単位に限るものとする。

（授業科目の単位の認定等）
第 15 条　授業科目の単位の認定及び学業成績については、本学学則を準用する。

（学部・大学院一貫教育）
第 15 条の２　本大学院は、建学の理念を具現化するにあたり、特に優秀な学部学生に対して、その能力を一層伸長させることを目的に、学部と本大学院博士（前期）課程を有機的かつ効率的に関連付けた一貫教育の提供を行う。
２　前１項に関する規程は別に定める。

第　5　章　　学位論文及び最終試験

（学位論文の審査等）
第 16 条　修士及び博士の学位論文の審査については別に定める。

（最終試験）
第 17 条　博士（前期）課程、博士（後期）課程の修了試験は所定の単位を修得し、かつ、修士及び博士論文の審査に合格した者について行う。

第　6　章　　学位の授与

（学位）
第 18 条　本大学院の博士（前期）課程を修了した者に次の学位を授与する。

社会学研究科	修士（社会学）
保健科学研究科	修士（保健学）
心理学研究科	修士（心理学）
地域創成農学研究科	修士（農学）

２　本大学院の博士（後期）課程を修了した者に次の学位を授与する。

社会学研究科	博士（社会学）
保健科学研究科	博士（保健学）
心理学研究科	博士（心理学）
地域創成農学研究科	博士（農学）

（学位の授与）
第 19 条　学位の授与に関し必要な事項については、本学学位規程の定めるところによる。

第　7　章　　入学資格等

（入学の時期）
第 20 条　入学は学年の始めとする。
２　前項の規定にかかわらず、教育上支障がない場合に限り、１０月入学を認めることができる。

（入学資格）
第 21 条　本大学院の博士（前期）課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当し、かつ、入学試験に合格した者とする。
（１）　学校教育法第 83 条に定める大学を卒業した者
（２）　学校教育法第 104 条第４項の規定により学士の学位を授与された者
（３）　外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者
（４）　文部科学大臣の指定した者
（５）　外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該国の 16 年の課程を修了した者
（６）　我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学日本校）を修了した者
（７）　大学に３年以上在学し、又は外国において学校教育における 15 年の課程を修了し、大学における所定の単位を優れた成績をもって修得したものと本大学院が認めたもの
（８）　指定された専修学校に専門課程（修業年限が４年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）を修了した者
（９）　本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、２２歳に達したもの

２　博士（後期）課程に入学することのできる者は、次の一に該当し、かつ、入学試験に合格した者とする。
（１）　修士の学位や専門職学位を有する者
（２）　外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
（３）　外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
（４）　我が国において、外国の大学院相当として文部科学大臣が指定した外国の学校の課程を修了し、修士の学位や専門職学

位に相当する学位を授与された者
（５）　国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
（６）　大学等を卒業し、大学、研究所等において２年以上研究に従事した者で、大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認めた者
（７）　本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達した者

（入学志願）
第 22 条　前項の規定により入学を志願する者は、所定の入学願書に必要書類及び入学検定料を添えて願い出なければならない。
２　入学願書の受付期間は別に定める。

（入学試験）
第 23 条　入学試験は、筆記と口答試問、またはそのいずれかによって行い、かつ、大学の成績及び健康診断の結果を考慮する。
２　博士（後期）課程については、前項のほか、修士課程または博士（前期）課程の成績や修士論文、または実社会における研究活動の結果をも考慮して行う。
３　入学に関する手続は別に定める。

第　8　章　　管理運営組織

（大学協議会）
第 24 条　本大学院に大学協議会を置く。
２　大学協議会に関する規程は別に定める。

（研究科教授会）
第 25 条　本大学院に社会学研究科教授会、保健科学研究科教授会、心理学研究科教授会、地域創成農学研究科教授会を置く。
２　教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。
一　学生の入学、卒業および課程の修了
二　学位の授与
三　前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの（以下この項目を「学長裁定」という。）
３　教授会は、前項に規定するもののほか、学長および学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、および学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

第 25 条の２　本学の教授会に関する規程および学長裁定は別に定める。

第　9　章　　資格取得に関する条件とその種類

（教員免許状を取得するための条件）
第 26 条　教員免許状を得ようとする者は、別に定める教員免許状取得に関する規程に従い、教育職員免許法及び同法施行規則に定める必要な単位を修得しなければならない。

（教員免許状の種類）
第 27 条　教員免許状の種類は次のとおりとする。

研究科名	専　攻　名	免 許 状 種 類	免許教科
社会学研究科	社会学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	社　　会 公　　民 地　　歴
保健科学研究科	保健科学専攻	高等学校教諭専修免許状 養護教諭専修免許状	看　　護

第 27 条の２　削除

第　10　章　　入学検定料・入学金及び授業料

（入学検定料・入学金・授業料の額）
第 28 条　入学検定料・入学金及び授業料は別表Ⅱのとおりとする。
２　博士（前期）課程の修了要件に必要な単位を修得し、かつ引き続き修士論文指導のみを受ける者の納付金は、別表Ⅱ－２のとおりとする。

３　博士(後期)課程の修了要件に必要な単位を修得し、かつ引き続き博士論文指導のみを受ける者の納付金は、別表Ⅱ－３のとおりとする。

（授業料等の納付）
第 29 条　授業料等の諸納付金は所定の期日までに納入しなければならない。
２　所定の期日までに納入を怠っている者は、それを納入するまで授業及び試験に出席すること並びに附属図書館備えつけの図書の閲覧を禁止することがある。
（納付金の返還）
第 30 条　既納の納付金は、原則として返還しない。

第　11　章　　特待生・委託生・科目等履修生、外国人留学生、特別研究生・研究生

（特待生）
第 31 条　本大学院に入学した者で、入学試験並びに学部在学中の成績、人物等を総合的に考慮して優秀と判断された者を特待生とすることがある。
２　特待生に関する規程は別に定める。

（委託生）
第 32 条　国内の大学・公共団体、またはその他の機関から第 21 条の規定によらないで本大学院の博士（前期）課程、博士（後期）課程の修学を委託される者がある時は、正規の学生の修学に支障を来たさない限り選考の上、委託生として入学を許可する。
２　委託生に関する規程は別に定める。

（科目等履修生）
第 33 条　本大学院の特定の科目について、履修を願い出た者がある時は、授業に支障を来さない限り選考の上、科目等履修生としてこれを許可する。
２　科目等履修生に関する規程は別に定める。

（外国人留学生）
第 34 条　日本国以外に居住する外国人で、本大学院に入学を志願する者があるときは、外国人留学生として入学を許可する。
２　外国人留学生に関する規程は別に定める。

（特別研究生・研究生）
第 35 条　本大学院に特別研究生・研究生を受け入れることができる。
２　特別研究生・研究生に関する規程は別に定める。

第　12　章　　通　信　制

（通信制）
第 36 条　本大学院に次の研究科をおく。
（通信制）連合国際協力研究科
（通信制）心理学研究科
（通信制）保健科学研究科
２　通信制に関する規程は別に定める。

第　13　章　　雑　　則

（準用規程）
第37条　この学則に定めるもののほか、学生に関する事項については、本学学則を準用する。

附則　この学則は平成７年４月１日から施行する。

附則　この改正学則は平成８年４月１日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第 26 条については従前の規定による。

附則　この改正学則は平成８年１０月１日から施行する。

附則　この改正学則は平成９年４月１日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第 26 条については従前の規定による。

附則　この改正学則は平成 10 年４月１日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第９条、第 28 条については従前の規定による。

附則　この改正学則は平成 11 年４月１日から施行する。

附則　この改正学則は平成 12 年４月１日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第９条については従前の規定による。

附則　この改正学則は平成 13 年４月１日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第９条、第 27 条、第 28 条については従前の規定による。

附則　この改正学則は平成 14 年４月１日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第 27 条については従前の規定による。

附則　この改正学則は平成 15 年４月１日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第９条については従前の規定による。

附則　この改正学則は平成 16 年４月１日から施行する。

附則　この改正学則は平成 17 年４月１日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第９条については従前の規定による。

附則　この改正学則は平成 18 年４月１日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第９条、第 12 条については従前の規定による。

附則　この改正学則は平成 19 年４月１日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第９条、第 12 条については従前の規定による。

附則　この改正学則は平成 20 年４月１日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第３条、第４条、第９条、第 12 条、第 18 条については従前の規定による。

附則　この改正学則は平成 21 年４月１日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第９条、第 28 条、第 36 条については従前の規定による。

附則　この改正学則は平成 22 年４月１日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第３条、第４条、第 12 条、第 18 条、第 28 条第１項、第 36 条については従前の規定による。

附則　この改正学則は平成 23 年４月１日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第４条、第９条、第 12 条、第 28 条については従前の規定による。

附則　この改正学則は平成 25 年４月１日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第４条、第９条、第 12 条、第 28 条については従前の規定による。

附則　この改正学則は平成 26 年４月１日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第３条、第４条、第９条、第 12 条、第 18 条、第 26 条、第 27 条の２については従前の規定による。

附則　この改正学則は平成 27 年４月１日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第３条、第４条、第９条、第 12 条、第 18 条、第 26 条、第 27 条の２については従前の規定による。

附則　この改正学則は平成 28 年４月１日から施行する。
ただし、平成 26 年度以前に入学した学生は、第 28 条については従前の規定による。

附則　この改正学則は平成 29 年４月１日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第２条、第３条、第４条、第５条、第６条、第９条、第 12 条、第 15 条の２、第 17 条、第 18 条、第 21 条、第 23 条、第 25 条、第 28 条については従前の規定による。

附則　この改正学則は平成 30 年４月１日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第９条、第 12 条については従前の規定による。

附則　この改正学則は平成３１年４月１日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第３条、第４条、第９条、第 12 条、第 18 条、第 25 条、第 27 条、第 28 条、第 36 条については従前の規定による。
なお、第３条の規定にかかわらず、平成 31 年度の収容定員は次のとおりとする。

学部・学科等	収容定員 平成 31 年度
心理学研究科 臨床心理学専攻修士課程	15 名
心理学研究科 心理学専攻博士（前期）課程	20 名

附則　この改正学則は令和３年４月１日から施行する。
　　ただし、この改正前に入学した学生は、第 13 条、第 14 条については従前の規定による。

附則　この改正学則は令和４年４月１日から施行する。
　　ただし、この改正前に入学した学生は、第９条については従前の規定による。

附則　この改正学則は令和５年４月１日から施行する。
　　ただし、この改正前に入学した学生は、第９条については従前の規定による。

別表Ⅰ　　［授業科目及び、単位数］

本大学院において開設する授業科目及び、単位数は次のとおりとする。

社会学研究科・博士（前期）課程　社会学専攻

授業科目		単位数 必修	単位数 選択
比較社会学群	比較社会学特殊講義Ⅰ		2
	比較社会学特殊講義Ⅱ		2
	比較社会学特殊講義Ⅲ		2
	比較社会学特殊講義Ⅳ		2
	比較社会学特殊講義Ⅴ		2
	比較社会学特殊講義Ⅵ		2
	比較社会学特殊講義Ⅶ		2
	比較社会学特殊講義Ⅷ		2
地域社会論群	地域社会論特殊講義Ⅰ		2
	地域社会論特殊講義Ⅱ		2
	地域社会論特殊講義Ⅲ		2
	地域社会論特殊講義Ⅳ		2
	地域社会論特殊講義Ⅴ		2
	地域社会論特殊講義Ⅵ		2
	地域社会論特殊講義Ⅶ		2
	地域社会論特殊講義Ⅷ		2
産業社会論群	産業社会論特殊講義Ⅰ		2
	産業社会論特殊講義Ⅱ		2
	産業社会論特殊講義Ⅲ		2
	産業社会論特殊講義Ⅳ		2
	産業社会論特殊講義Ⅴ		2
	産業社会論特殊講義Ⅵ		2
	産業社会論特殊講義Ⅶ		2
	産業社会論特殊講義Ⅷ		2

授業科目		単位数 必修	単位数 選択
スポーツ社会論群	スポーツ社会論特殊講義Ⅰ		2
	スポーツ社会論特殊講義Ⅱ		2
	スポーツ社会論特殊講義Ⅲ		2
	スポーツ社会論特殊講義Ⅳ		2
	スポーツ社会論特殊講義Ⅴ		2
	スポーツ社会論特殊講義Ⅵ		2
	スポーツ社会論特殊講義Ⅶ		2
	スポーツ社会論特殊講義Ⅷ		2
各群共通選択科目	社会調査法演習Ⅰ		2
	社会調査法演習Ⅱ		2
	社会調査法演習Ⅲ		2
	文献研究Ⅰ		2
	文献研究Ⅱ		2
	文献研究Ⅲ		2
	文献研究Ⅳ		2
研究演習	社会学研究演習Ⅰ	2	
	社会学研究演習Ⅱ	2	
	社会学研究演習Ⅲ	2	
	社会学研究演習Ⅳ	2	

社会学研究科・博士（後期）課程　社会学専攻

授業科目		単位数 必修	単位数 選択
比較社会論	比較社会学特殊研究Ⅰ		2
	比較社会学特殊研究Ⅱ		2
	比較社会学特殊研究Ⅲ		2
	比較社会学特殊研究Ⅳ		2
地域社会論	地域社会論特殊研究Ⅰ		2
	地域社会論特殊研究Ⅱ		2
	地域社会論特殊研究Ⅲ		2
	地域社会論特殊研究Ⅳ		2

授業科目		単位数 必修	単位数 選択
産業社会論	産業社会論特殊研究Ⅰ		2
	産業社会論特殊研究Ⅱ		2
	産業社会論特殊研究Ⅲ		2
	産業社会論特殊研究Ⅳ		2
研究指導	社会学研究指導Ⅰ	2	
	社会学研究指導Ⅱ	2	
	社会学研究指導Ⅲ	2	
	社会学研究指導Ⅳ	2	
	社会学研究指導Ⅴ	2	
	社会学研究指導Ⅵ	2	

保健科学研究科・博士（前期）課程

保健科学専攻

授業科目		単位数 必修	単位数 選択
共通	保健科学特論Ⅰ	2	
	保健科学特論Ⅱ	2	
	保健科学研究法特論Ⅰ	2	
	保健科学研究法特論Ⅱ		2
	内科学特論Ⅰ		2
	内科学特論Ⅱ		2
	小児科学特論Ⅰ		2
	小児科学特論Ⅱ		2
	感染予防特論Ⅰ		2
	感染予防特論Ⅱ		2
	細胞・組織学特論Ⅰ		2
	細胞・組織学特論Ⅱ		2
	教育方法技術特論Ⅰ		2
	教育方法技術特論Ⅱ		2
専門選択	基礎保健看護学特論Ⅰ		2
	基礎保健看護学特論Ⅰ演習		2
	基礎保健看護学特論Ⅱ		2
	基礎保健看護学特論Ⅱ演習		2
	母性・小児保健看護学特論Ⅰ		2
	母性・小児保健看護学特論Ⅰ演習		2
	母性・小児保健看護学特論Ⅱ		2
	母性・小児保健看護学特論Ⅱ演習		2
	成人・老年保健看護学特論Ⅰ		2
	成人・老年保健看護学特論Ⅰ演習		2

授業科目		単位数 必修	単位数 選択
専門選択	成人・老年保健看護学特論Ⅱ		2
	成人・老年保健看護学特論Ⅱ演習		2
	広域保健看護学特論Ⅰ		2
	広域保健看護学特論Ⅰ演習		2
	広域保健看護学特論Ⅱ		2
	広域保健看護学特論Ⅱ演習		2
	運動機能障害援助特論Ⅰ		2
	運動機能障害援助特論Ⅰ演習		2
	運動機能障害援助特論Ⅱ		2
	運動機能障害援助特論Ⅱ演習		2
	生活機能障害援助特論Ⅰ		2
	生活機能障害援助特論Ⅰ演習		2
	生活機能障害援助特論Ⅱ		2
	生活機能障害援助特論Ⅱ演習		2
	作業機能障害援助特論Ⅰ		2
	作業機能障害援助特論Ⅰ演習		2
	作業機能障害援助特論Ⅱ		2
	作業機能障害援助特論Ⅱ演習		2
	心身機能障害援助特論Ⅰ		2
	心身機能障害援助特論Ⅰ演習		2
	心身機能障害援助特論Ⅱ		2
	心身機能障害援助特論Ⅱ演習		2
総合	特別研究Ⅰ	4	
	特別研究Ⅱ	4	

保健科学研究科・博士（後期）課程

保健科学専攻

授　業　科　目		単位数	
		必修	選択
基礎保健科学領域	分子生物学特講		2
	細胞組織学特講		2
臨床保健科学領域	運動機能学特講		2
	障害評価学特講		2
	機能回復学特講		2
地域保健科学領域	リハビリテーション援助学特講		2
	障害構造学特講		2
	自立支援学特講		2
保健看護科学領域	保健看護科学特講		2
教育学領域	教育方法技術特講Ⅰ		2
	教育方法技術特講Ⅱ		2
保健科学特殊研究		12	

心理学研究科・博士（前期）課程

心理学専攻

授　業　科　目		単位数	
		必修	選択
専攻共通科目	心理学研究法特論	2	
	特別研究Ⅰ	2	
	特別研究Ⅱ	2	
	特別研究Ⅲ	2	
	特別研究Ⅳ	2	
公認心理師コース	臨床心理学特論		2
	心理的アセスメントに関する理論と実践		2
	心理支援に関する理論と実践		2
	保健医療分野に関する理論と支援の展開		2
	福祉分野に関する理論と支援の展開		2
	教育分野に関する理論と支援の展開		2
	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開		2
	産業・労働分野に関する理論と支援の展開		2
	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践		2
	心の健康教育に関する理論と実践		2
	心理実践実習Ⅰ		5
	心理実践実習Ⅱ		5
心理学コース	実験心理学特論		2
	認知心理学特論		2
	学習心理学特論		2
	心理統計法特論		2
	感情心理学特論		2
	生理心理学特論		2
	社会心理学特論		2
	健康心理学特論		2
	老人心理学特論		2
	生涯発達心理学特論		2
	人格心理学特論		2
	異常心理学特論		2
	高次脳機能特論		2

心理学研究科・博士（後期）課程

心理学専攻

授　業　科　目		単 位 数	
		必修	選択
基礎領域 心理学	高次脳機能研究		2
	認知生理心理学研究		2
	生涯発達適応心理学研究		2
	認知行動心理学研究		2
応用領域 心理学	臨床行動心理学研究		2
	心理療法学研究		2
	精神医学研究		2
	発達障害学研究		2
心理学研究指導		12	

地域創成農学研究科・博士（前期）課程

地域創成農学専攻

授　業　科　目			単位数	
			必修	選択
専攻共通科目		地域創成農学特論	2	
		地域創成農学特別講義Ⅰ		1
		地域創成農学特別講義Ⅱ		1
		地域創成農学特別講義Ⅲ		1
		地域創成農学特別講義Ⅳ		1
		地域環境学特論	2	
		国際農業学特論	2	
		農業経営学特論		2
		アグリビジネス英語Ⅰ	1	
		アグリビジネス英語Ⅱ	1	
		アグリビジネス英語Ⅲ		1
		アグリビジネス英語Ⅳ		1
専門科目	栽培・育種学分野	栽培・育種学特論		2
		植物ゲノム解析学特論		2
		栽培・育種学演習		8
		栽培・育種学専攻実験		8
	植物保護学分野	植物保護学特論		2
		植物病理学特論		2
		植物保護学演習		8
		植物保護学専攻実験		8
	食品機能開発化学分野	食品栄養機能学特論		2
		機能性分析学特論		2
		食品機能開発化学演習		8
		食品機能開発化学専攻実験		8
	農業経済学分野	農業経済学特論		2
		開発経済学特論		2
		農業経済学研究演習Ⅰ		8
		農業経済学研究演習Ⅱ		8
（研究指導）			0	

地域創成農学研究科・博士（後期）課程

地域創成農学専攻

授　業　科　目		単 位 数	
		必修	選択
専攻共通科目	地域創成農学フロントライン	2	
栽培・育種学分野	栽培・育種学フロントライン		2
	栽培・育種学演習		12
	（栽培・育種学分野学位論文研究）		0
植物保護管理学分野	植物保護管理学フロントライン		2
	植物保護管理学演習		12
	（植物保護管理学分野学位論文研究）		0
食品機能開発化学分野	食品機能開発化学フロントライン		2
	食品機能開発化学演習		12
	（食品機能開発化学分野学位論文研究）		0
地域経済社会学分野	地域経済社会学フロントライン		2
	地域経済社会学演習		12
	（地域経済社会学分野学位論文研究）		0

別表Ⅱ　　（納付金）

一　入学検定料　　３０，０００円
二　入　学　金　　１４０，０００円
三　授　業　料

研　究　科　名	授　業　料	合　計
社会学研究科	866,000円	866,000円
保健科学研究科	1,310,000円	1,310,000円
心理学研究科	984,000円	984,000円
地域創成農学研究科	1,310,000円	1,310,000円

別表Ⅱ－２

研　究　科　名	授　業　料	合　計
社会学研究科	240,000円	240,000円
保健科学研究科	240,000円	240,000円
心理学研究科	240,000円	240,000円
地域創成農学研究科	240,000円	240,000円

別表Ⅱ－３

研　究　科　名	授　業　料	合　計
社会学研究科	240,000円	240,000円
保健科学研究科	240,000円	240,000円
心理学研究科	240,000円	240,000円
地域創成農学研究科	240,000円	240,000円